

資料 3

厚生労働省説明資料



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律の施行状況について

(女性に対する暴力に関する専門調査会 (第90回))

平成29年12月25日 (月)

厚生労働省

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法（昭和31年制定）
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（13年制定/16年・19年・25年改正）
- ③ 人身取引対策行動計画（平成16年12月）→ 人身取引対策行動計画（2009・2014）
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定／25年改正・28年改正）

2. 対象女性

（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について〈局長通知〉）

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者（婦人相談所における人身取引被害者への対応について〈課長通知〉）
- ⑥ ストーカー被害者（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について〈課長通知〉）

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）及び一時保護所
- ② 婦人相談員（都道府県婦人相談所・市福祉事務所等）
- ③ 婦人保護施設（都道府県・社会福祉法人）
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護事業の各機関

(29年度当初予算額)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成29年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約10億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

婦人相談員

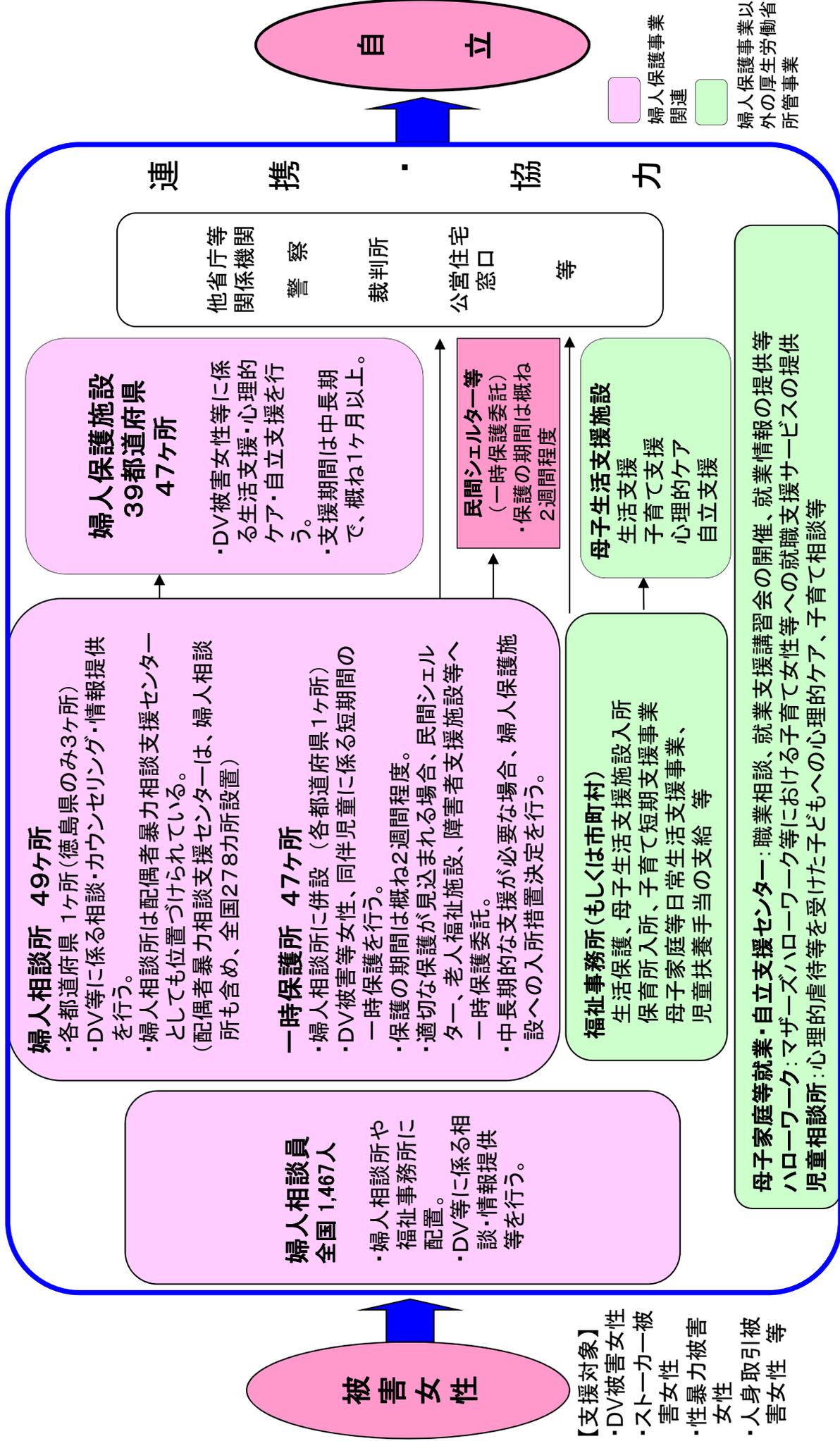
- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1,467人(平成29年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に47か所(平成29年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約13億円)

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成29年11月2日現在

1. 婦人相談所について

婦人相談所の都道府県別設置状況

(平成29年4月1日)

都道府県名	名称	都道府県名	名称
1 北海道	北海道立女性相談援助センター	26 京都府	京都府家庭支援総合センター
2 青森県	青森県女性相談所	27 大阪府	大阪府女性相談センター
3 岩手県	岩手県福祉総合相談センター	28 兵庫県	兵庫県立女性家庭センター
4 宮城県	宮城県女性相談センター	29 奈良県	奈良県中央子ども家庭相談センター
5 秋田県	秋田県女性相談所	30 和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6 山形県	山形県婦人相談所	31 鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7 福島県	福島県女性のための相談支援センター	32 島根県	島根県女性相談センター
8 茨城県	茨城県婦人相談所		島根県女性相談センター-西部分室
9 栃木県	とちぎ男女共同参画センター	33 岡山県	岡山県女性相談所
10 群馬県	群馬県女性相談所	34 広島県	広島県子ども家庭センター
11 埼玉県	埼玉県婦人相談センター	35 山口県	山口県男女共同参画相談センター
12 千葉県	千葉県女性サポートセンター		徳島県中央子ども女性相談センター
13 東京都	東京都女性相談センター	36 徳島県	徳島県南部子ども女性相談センター
	東京都女性相談センター-多摩支所		徳島県西部子ども女性相談センター
14 神奈川県	神奈川県立女性相談所	37 香川県	香川県子ども女性相談センター
15 新潟県	新潟県女性福祉相談所	38 愛媛県	愛媛県婦人相談所
16 富山県	富山県女性相談センター	39 高知県	高知県女性相談支援センター
17 石川県	石川県女性相談支援センター	40 福岡県	福岡県女性相談所
18 福井県	福井県総合福祉相談所	41 佐賀県	佐賀県婦人相談所
19 山梨県	山梨県女性相談所	42 長崎県	長崎県子ども・女性・障害者支援センター
20 長野県	長野県女性相談センター	43 熊本県	熊本県女性相談センター
21 岐阜県	岐阜県女性相談センター	44 大分県	大分県婦人相談所
22 静岡県	静岡県女性相談センター	45 宮崎県	宮崎県女性相談所
23 愛知県	愛知県女性相談センター	46 鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24 三重県	三重県女性相談所	47 沖縄県	沖縄県女性相談所
25 滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター		合計
			全国49か所

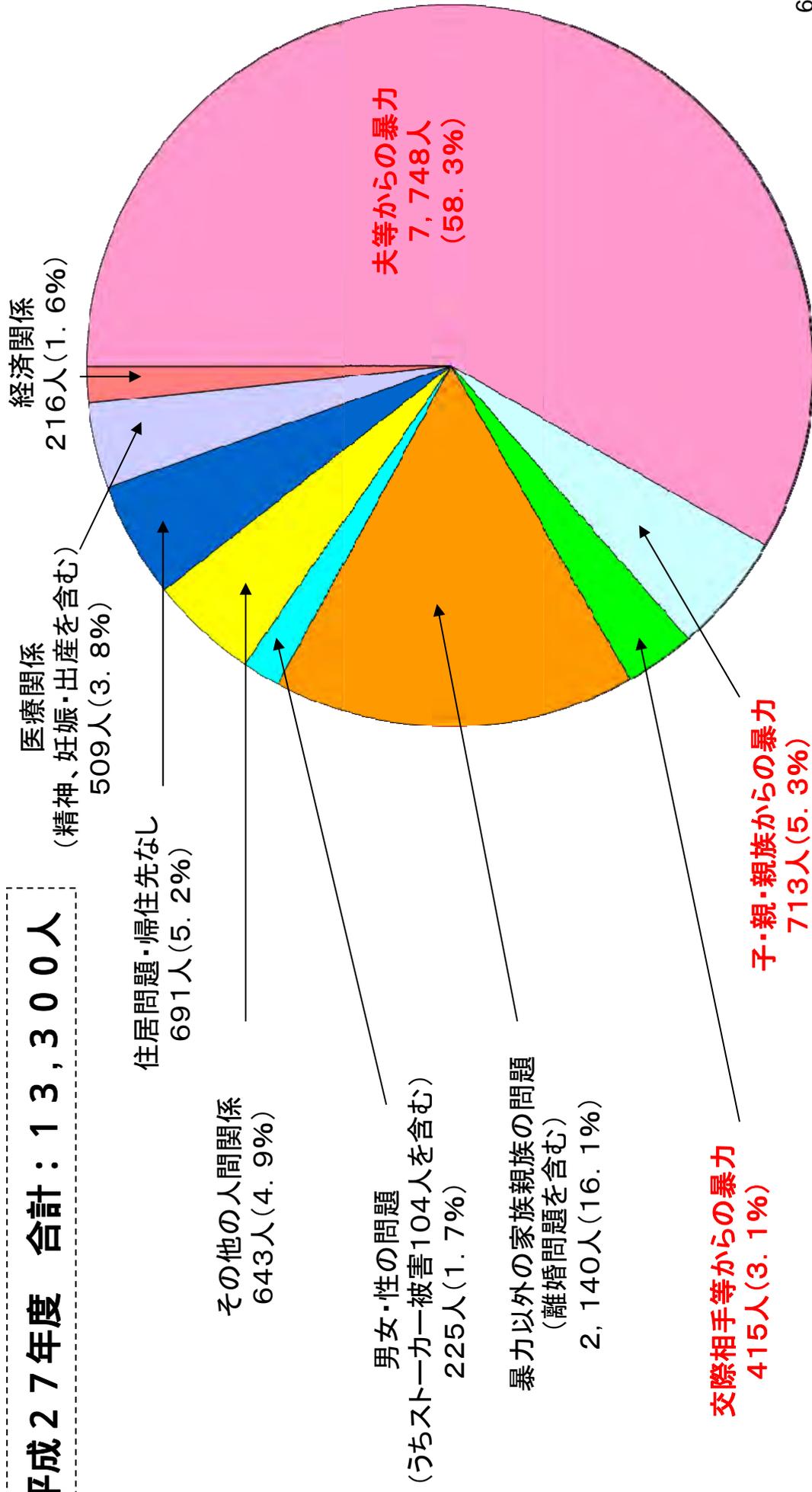
婦人相談所が受付けた来所相談の内容

○「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の58.3%となっている。

○「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の66.7%を暴力被害の相談が占めている。

※配偶者からの暴力被害男性15人(別掲)

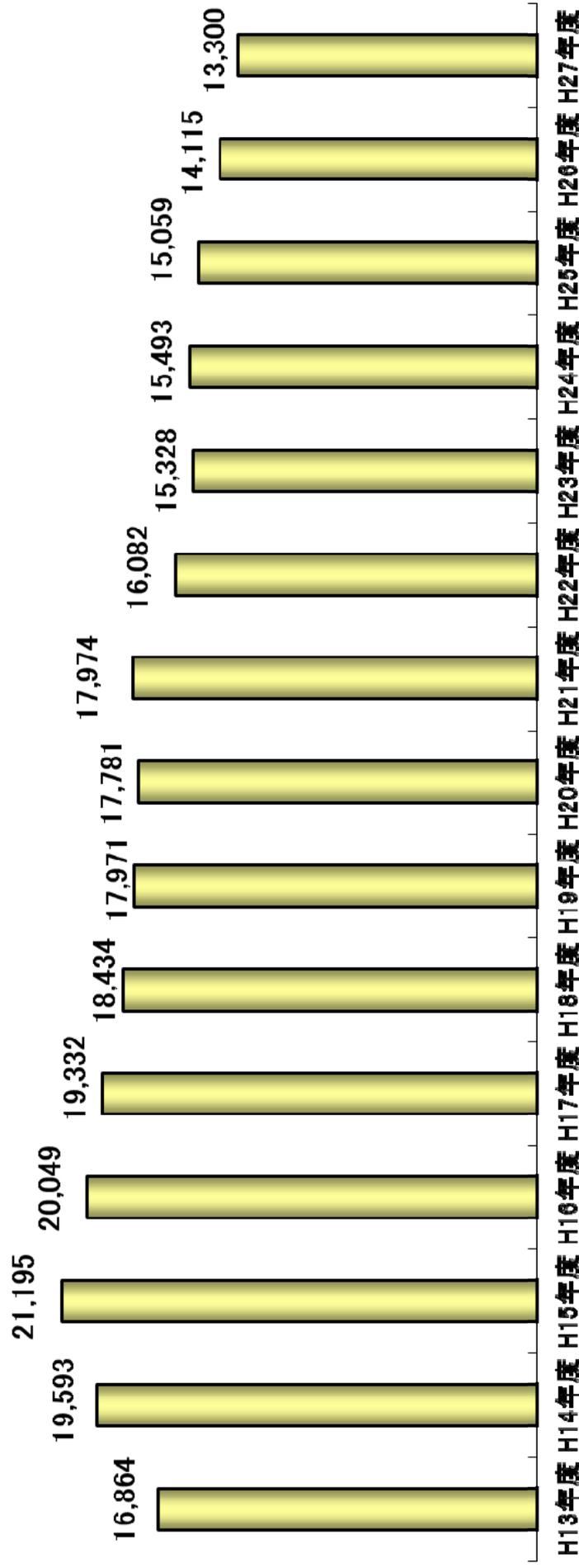
平成27年度 合計：13,300人



婦人相談所の来所相談件数の推移

○来所相談件数は、平成13年度から平成15年度にかけて増加し、その後は、減少傾向。

(人数)



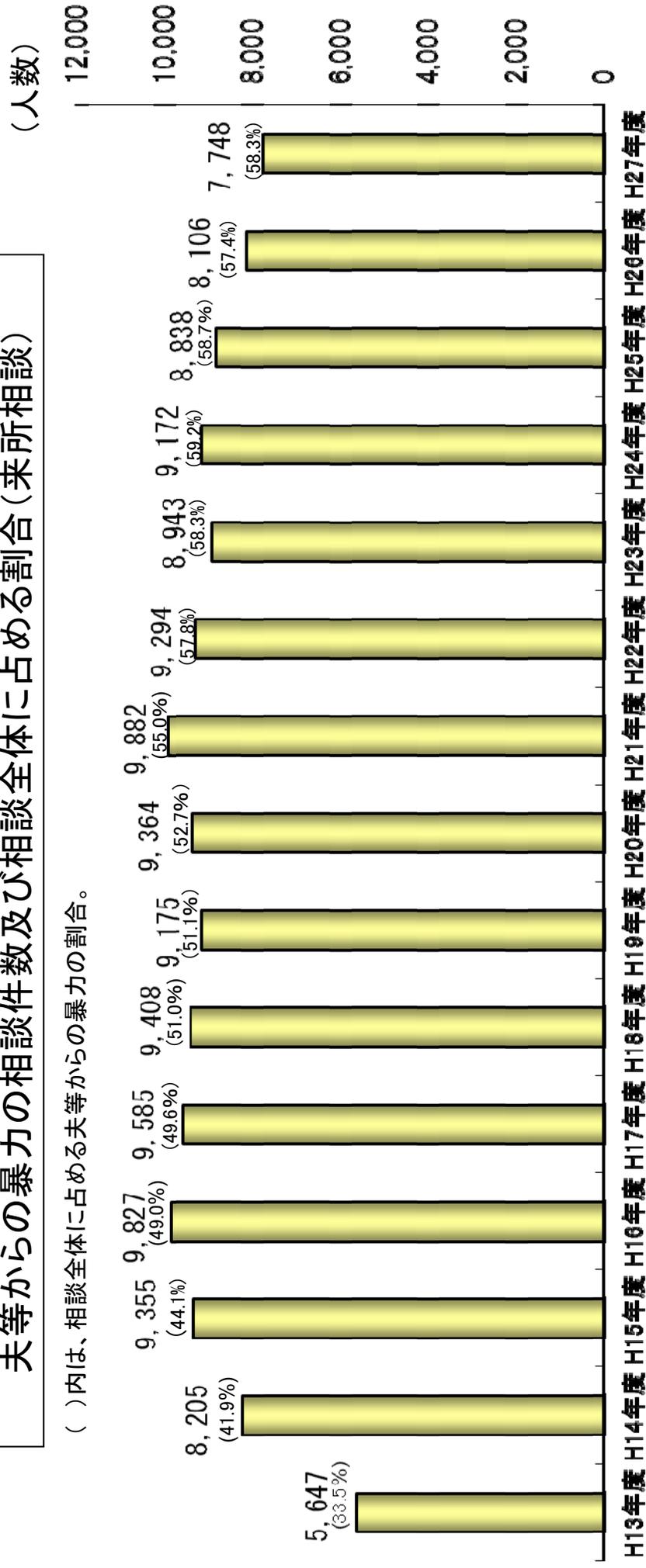
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所の相談件数の推移

- 婦人相談所における夫等からの暴力の相談件数は年間7,748人となっている。
- 相談件数は、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は、横ばい傾向であったが、平成25年度から徐々に減少してきている。

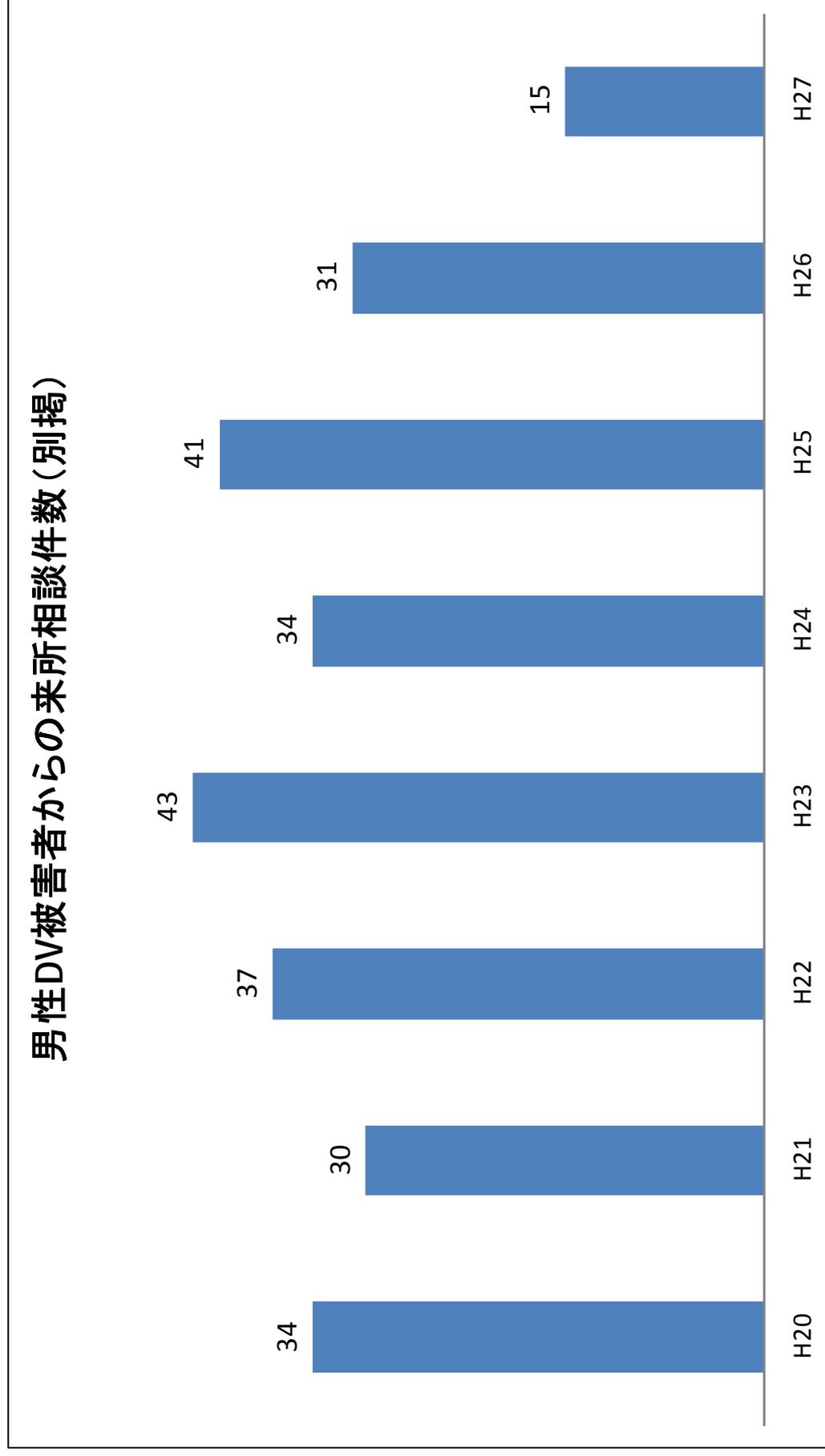
夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

（ ）内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。



（厚生労働省家庭福祉課調べ）

婦人相談所の来所相談件数の推移 (男性DV被害者)



2. 婦人相談所一時保護所について

婦人相談所一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。
(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

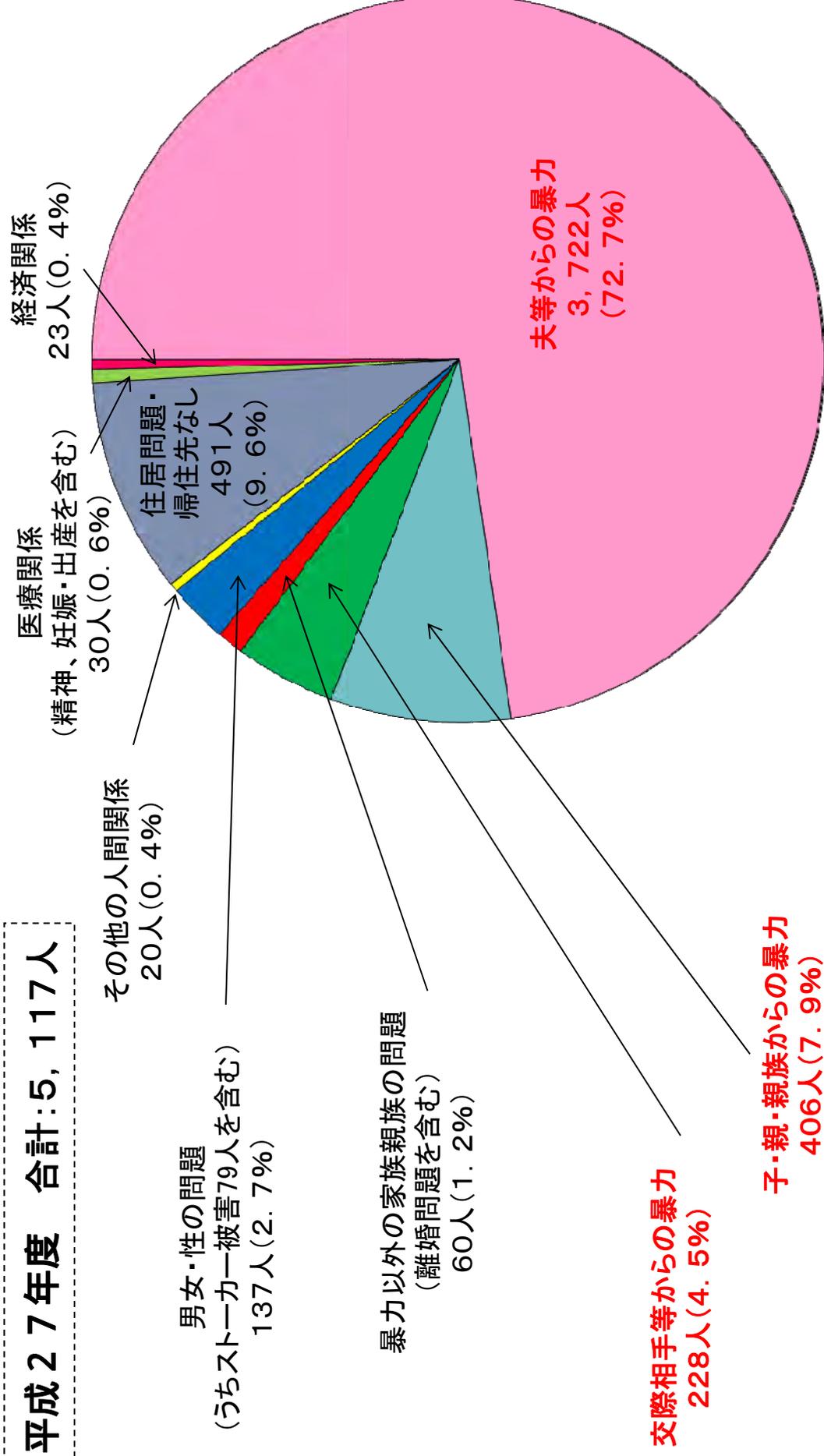
平成28年4月～

「ストーカー総合対策」(平成27年3月)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)を踏まえ、ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の72.7%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の85.1%を暴力被害が占めている。

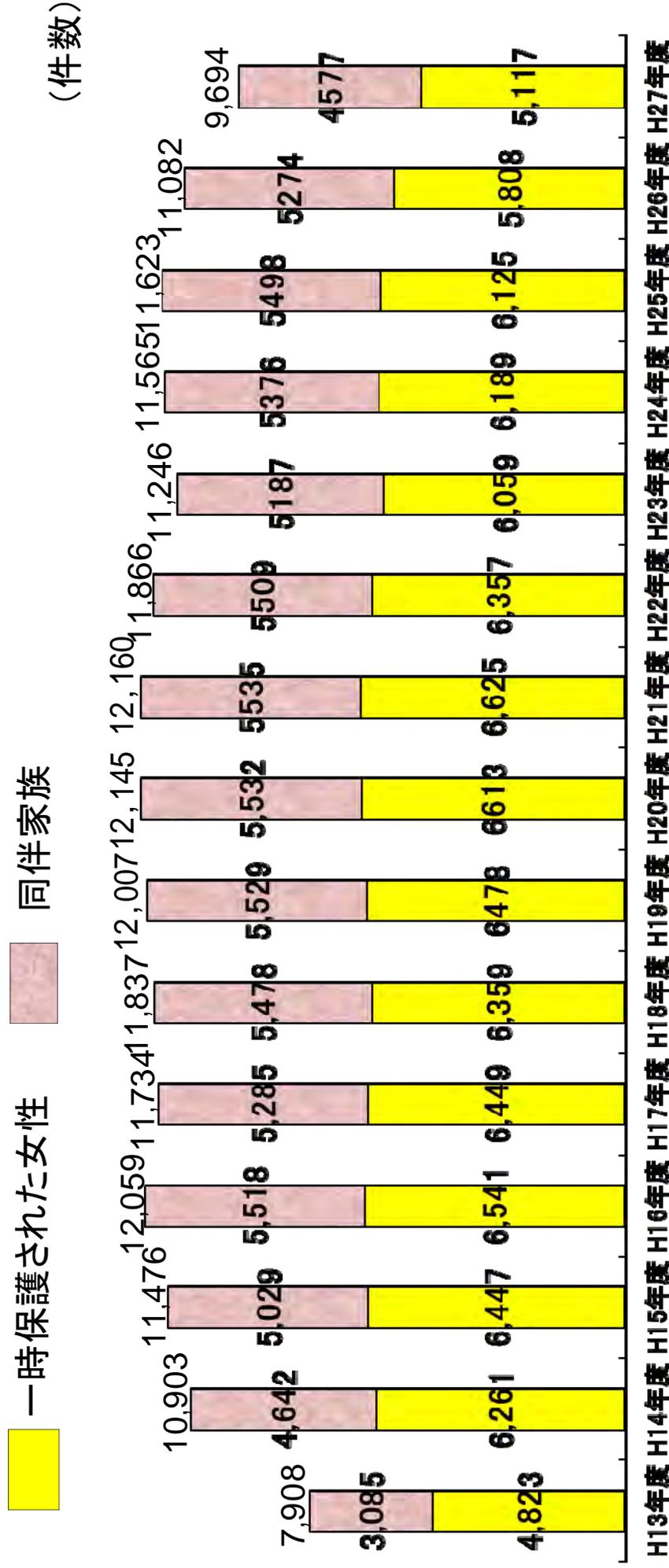
平成27年度 合計:5,117人



婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は約5千百人。同伴家族の数が約4千6百人で、合計約9千7百人となっている。

○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度は減少した。



婦人相談所による一時保護者数(都道府県別)

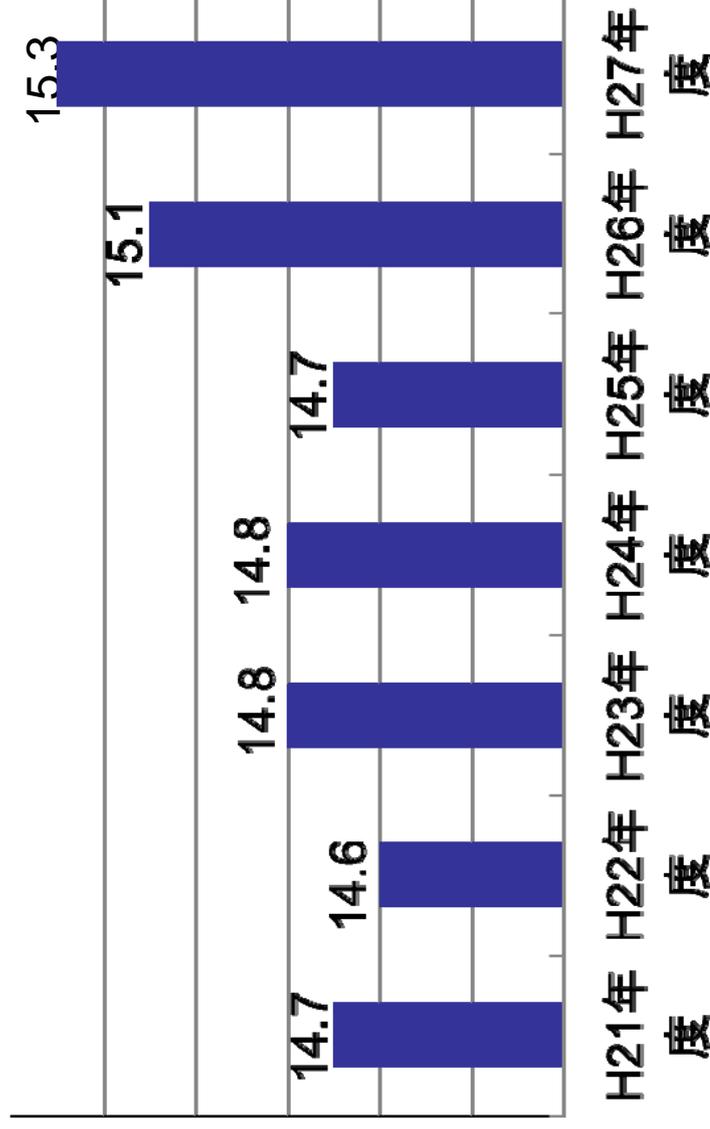
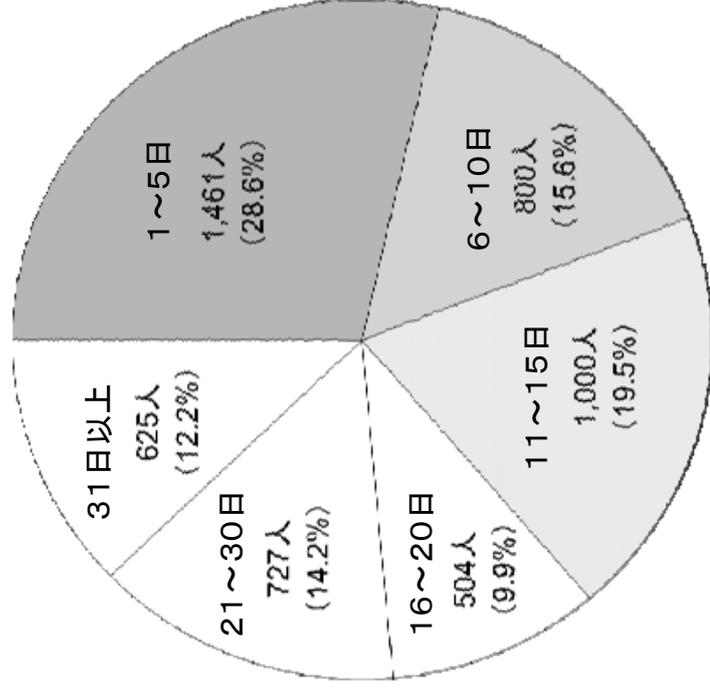
	都道府県	保護件数		都道府県		保護件数		都道府県		保護件数
1	北海道	318	17	石川県	58	33	岡山県	86		
2	青森県	26	18	福井県	24	34	広島県	97		
3	岩手県	38	19	山梨県	34	35	山口県	22		
4	宮城県	69	20	長野県	33	36	徳島県	22		
5	秋田県	24	21	岐阜県	61	37	香川県	89		
6	山形県	20	22	静岡県	74	38	愛媛県	31		
7	福島県	54	23	愛知県	262	39	高知県	42		
8	茨城県	99	24	三重県	70	40	福岡県	217		
9	栃木県	71	25	滋賀県	93	41	佐賀県	46		
10	群馬県	43	26	京都府	148	42	長崎県	55		
11	埼玉県	105	27	大阪府	482	43	熊本県	77		
12	千葉県	118	28	兵庫県	225	44	大分県	50		
13	東京都	903	29	奈良県	101	45	宮崎県	39		
14	神奈川県	302	30	和歌山県	85	46	鹿児島県	32		
15	新潟県	22	31	鳥取県	37	47	沖縄県	140		
16	富山県	50	32	島根県	23		計	5,117		

婦人相談所による一時保護の在所期間

- 一時保護の平均在所日数は平成27年度は15.3日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、平成26年度以降伸びている。

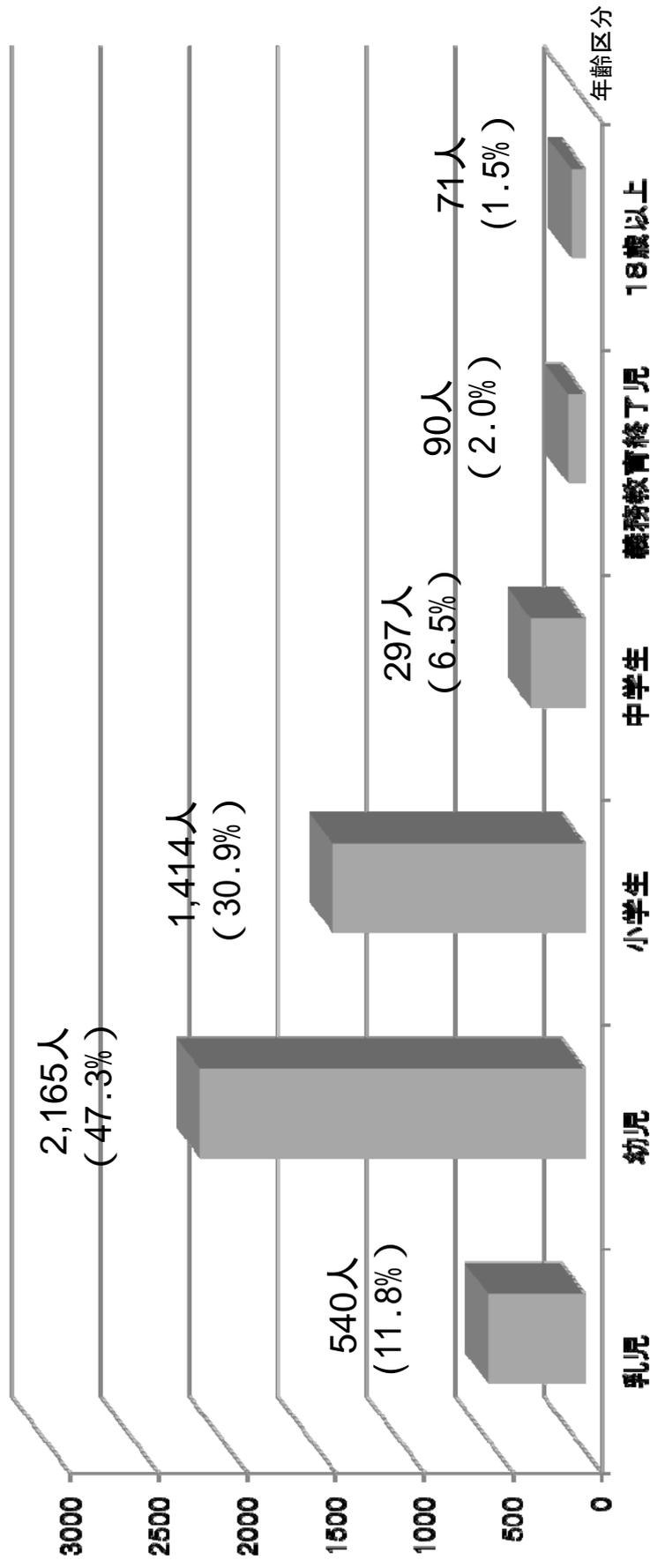
平成27年度 合計:5,117人

平均在所日数の推移



一時保護同伴家族の状況（平成27年度）

- 約6割が乳児・幼児。約3割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



（厚生労働省家庭福祉課調べ）

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、平成28年4月1日現在で325施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 平成27年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,299人。
(女性本人1,512人、同伴家族1,787人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数16.1日となっている。(一時保護委託ケース)

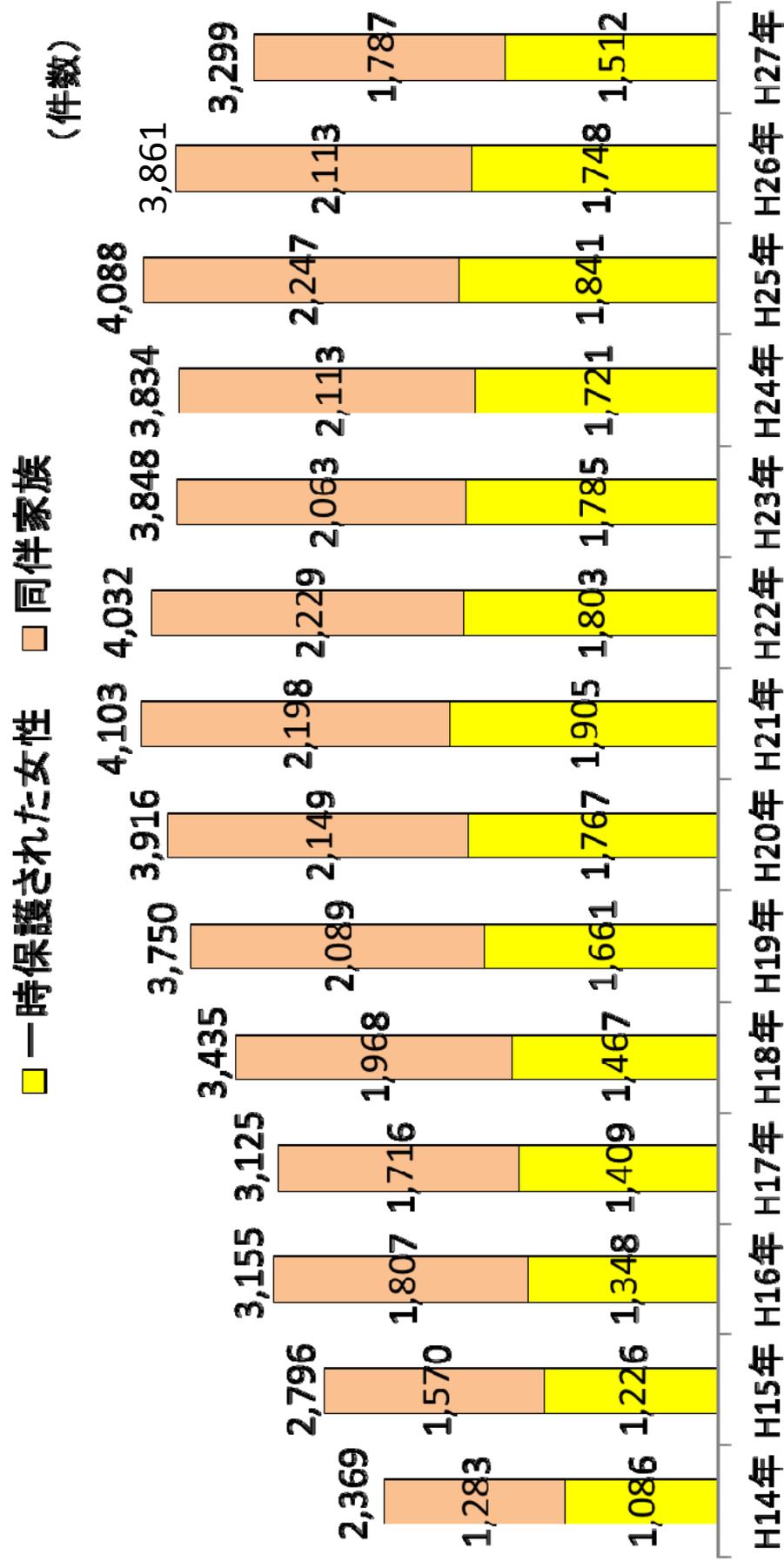
一時保護の委託契約施設数(平成28年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設(注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数(注2)	104 (103)	93 (103)	53 (47)	22 (22)	14 (11)	13 (18)	13 (6)	9 (8)	4 (4)	325 (322)

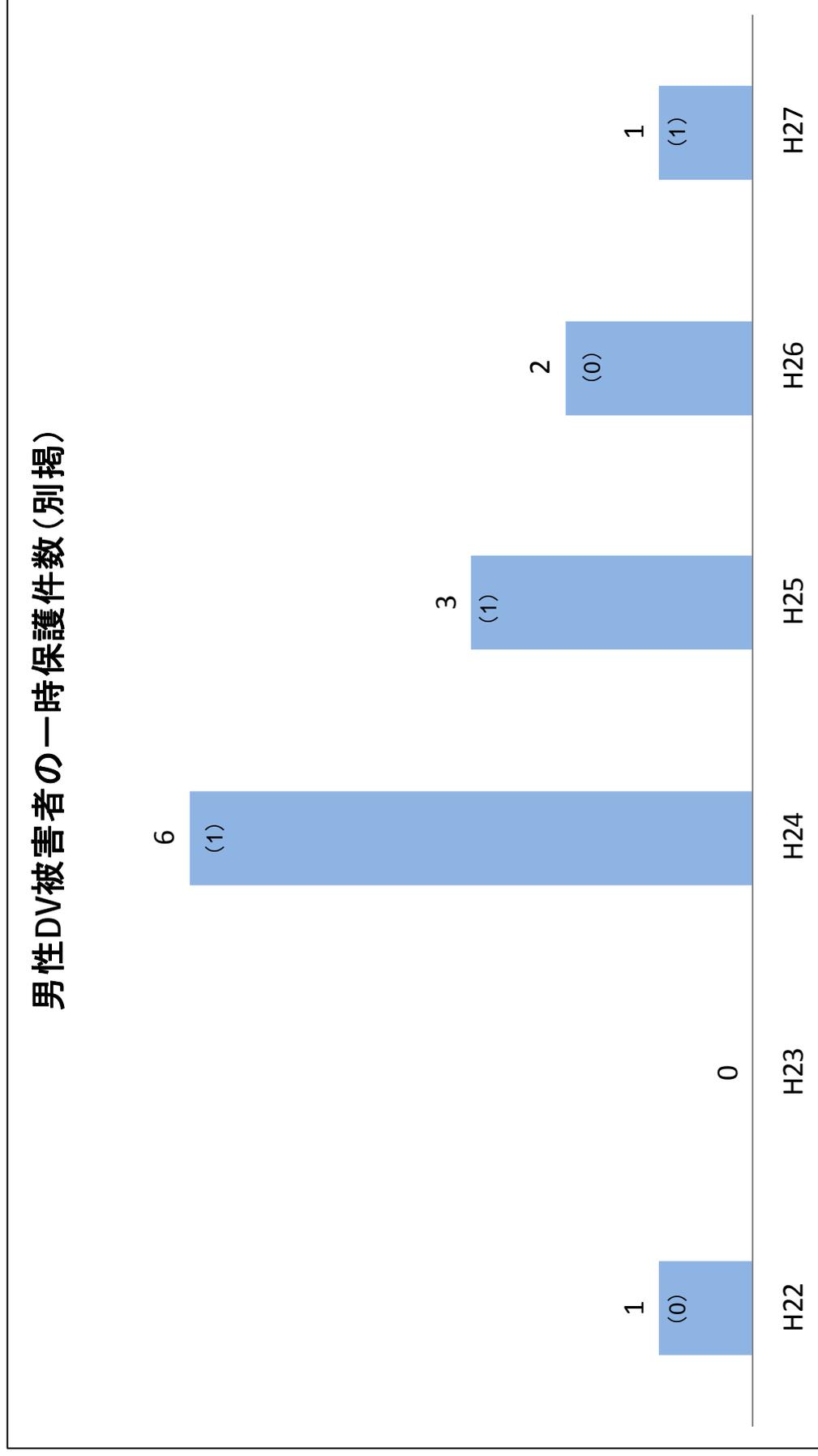
(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成27年4月1日現在

一時保護委託の推移

○平成14年度に一時保護委託制度を創設。
 ○平成14年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、平成27年度は減少傾向にある。
 ○平成27年度一時保護(委託)した男性被害者は1名



一時保護(委託)件数の推移 (男性DV被害者)



(注) ()内は、外国人の数

一時保護された女性の一時保護後の主な状況 (平成27年度中の退所者：5,006人の内訳)

施設	退所先	(27年度)		(参考：26年度)	
		人	%	人	%
施設	婦人保護施設	506	10.1	572	10.6
	母子生活支援施設	522	10.4	526	9.7
	その他の社会福祉施設	441	8.8	400	7.4
	民間団体	429	8.6	416	7.7
	自立	775	15.5	910	16.9
	帰宅	813	16.2	920	17.0
	帰郷(実家等)	920	18.4	995	18.4
	知人・友人宅	188	3.8	191	3.5
	病院	116	2.3	106	2.0
	その他	296	5.9	367	6.8
	計	5,006	100.0	5,403	100.0

※このほかに、同伴家族が4,519人いる。うち4,347人(96.2%)は女性と同じ移行先へ。
母子分離して児童相談所に保護された児童は128人(2.8%)。その他が44人(1.0%)。

3. 婦人保護施設について

婦人保護施設の都道府県別設置状況 (平成29年4月1日)

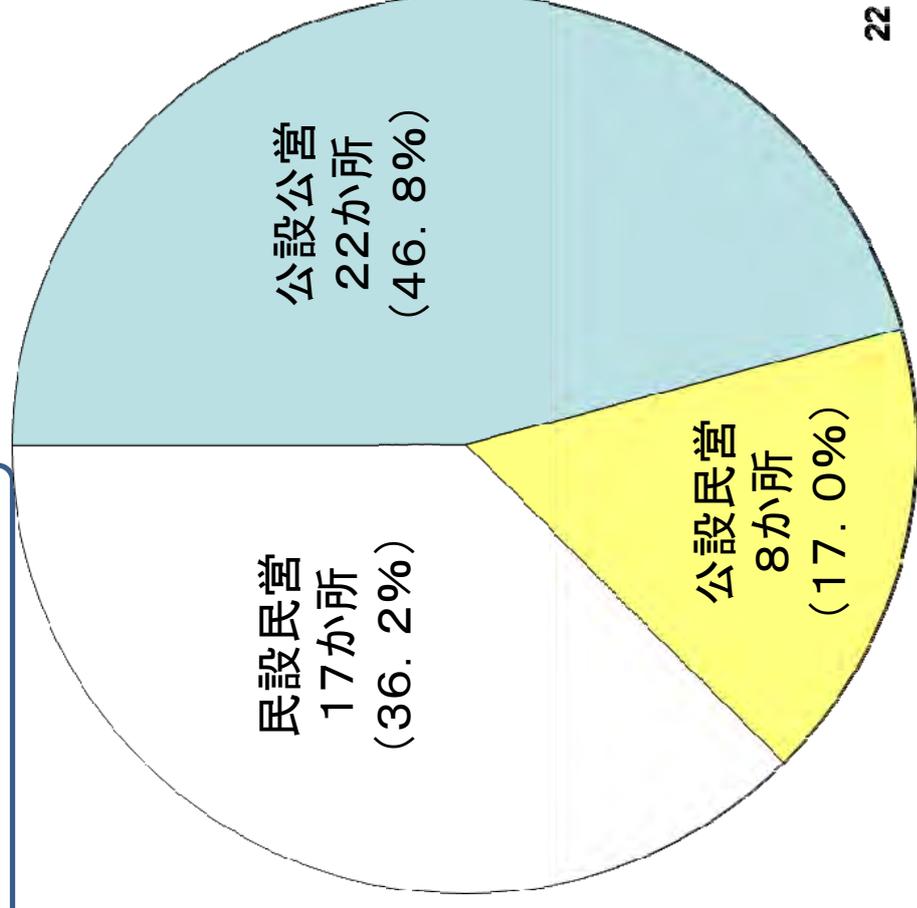
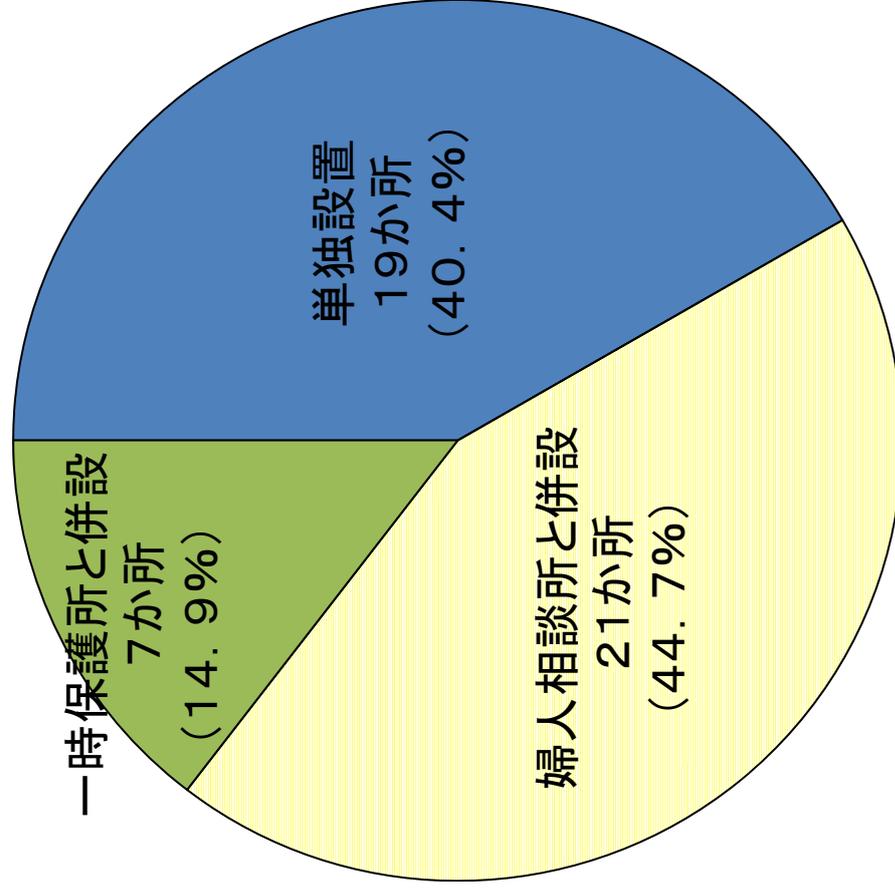
都道府県名	名称
北海道	北海道立女性相談援助センター
青森	-
岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑
宮城	宮城県コスモスハウス
秋田	秋田県陽光園
山形	金谷寮
福島	福島県女性のための相談支援センター
茨城	茨城県立若葉寮
栃木	とちぎ男女共同参画センター
群馬	三山寮
埼玉	埼玉県婦人相談センター
千葉	婦人保護施設 望みの門学園 かにた婦人の村
東京	東京都新生寮 いこいの家 いずみ寮 救世軍婦人寮 慈愛寮
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮
新潟	新潟県あかしや寮
富山	-
石川	石川県白百合寮
福井	福井県若草寮
山梨	山梨県女性相談所
長野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮
岐阜	岐阜県立千草寮
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘
愛知	愛知県立白菊荘 愛知県立成願荘

都道府県名	名称
三重	婦人保護施設あかつき寮
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター
京都	京都府家庭支援総合センター
大阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮 " のぞみ寮
兵庫	神戸婦人寮 姫路婦人寮
奈良	-
和歌山	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
鳥取	-
島根	-
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター
広島	呉慈愛寮
山口	山口県大内寮
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮
香川	玉藻寮
愛媛	愛媛県立さつき寮
高知	-
福岡	アベニール福岡
佐賀	婦人保護施設 たちばな
長崎	県立清和寮
熊本	-
大分	大分県婦人寮
宮崎	宮崎県立きりしま寮
鹿児島	フェリエ鹿児島
沖縄	うるま婦人寮
	全国47か所

婦人保護施設の設置状況

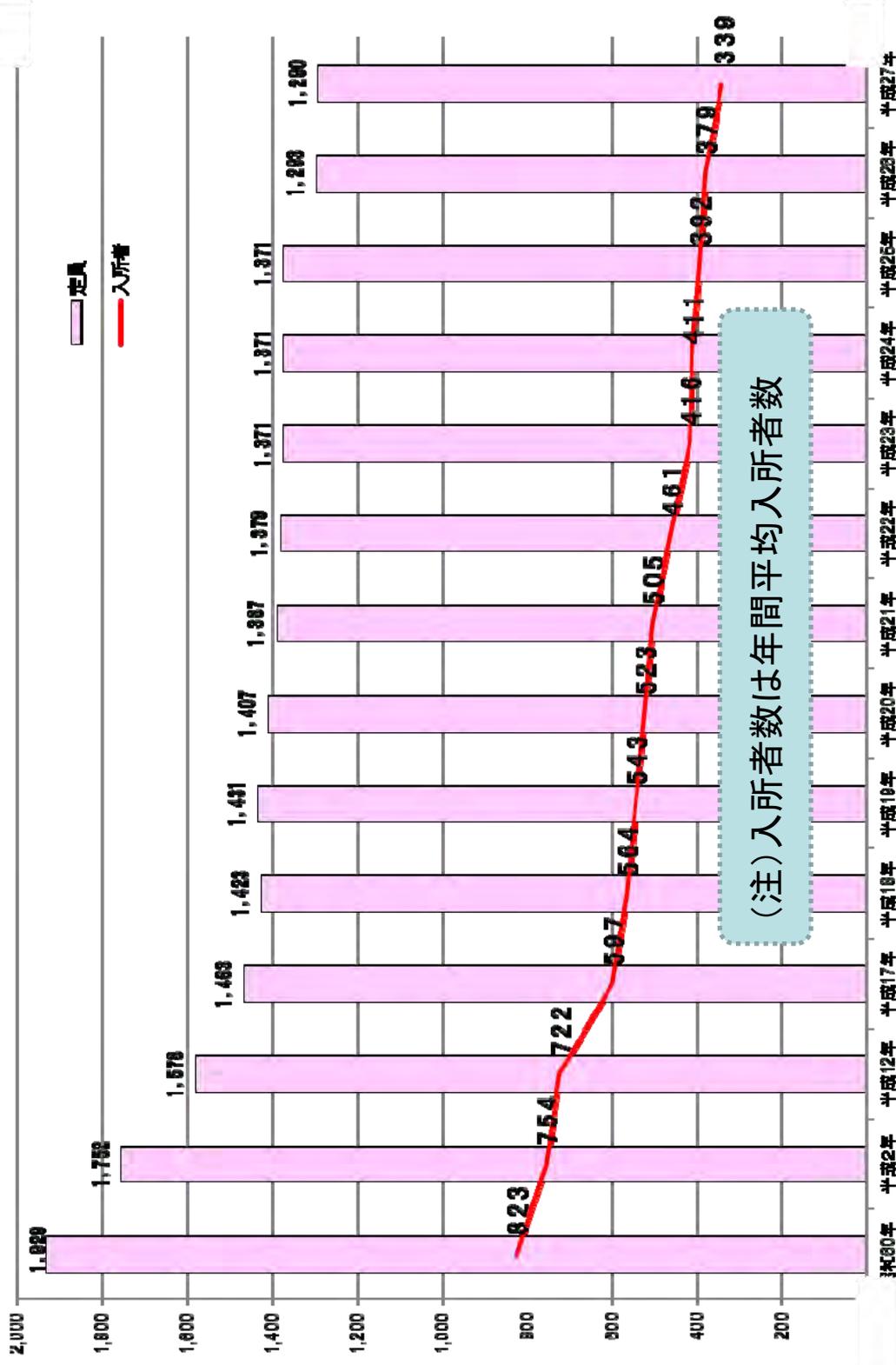
- 全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が21か所。
 - 婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は19か所。
- このうち、設置主体が都道府県の施設が4か所、民間施設が15か所。

婦人保護施設 47か所(平成29年4月1日)



婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)



○ 婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少している。

○ 定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年
42.7%



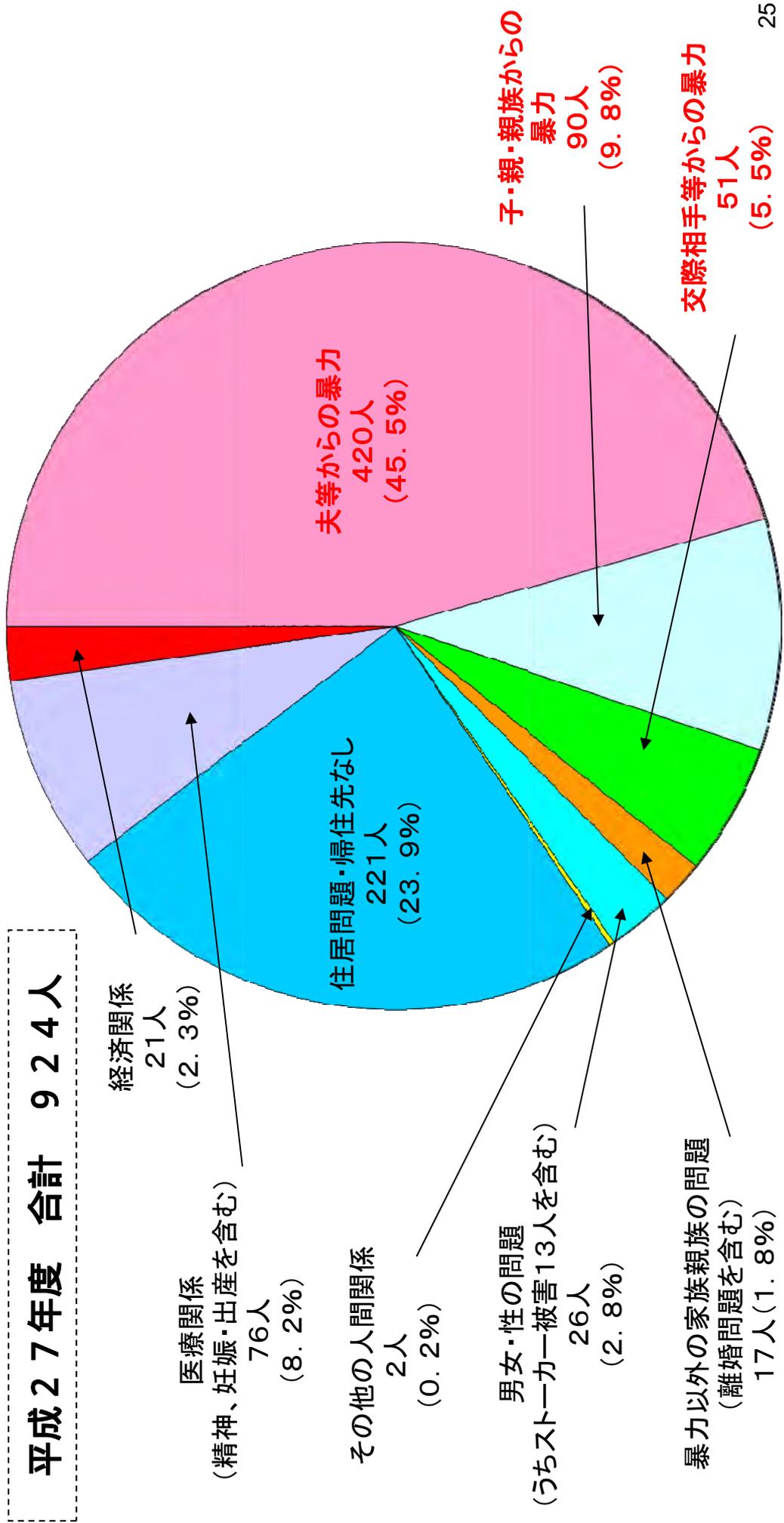
平成27年度
26.2%

注) 入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の45.5%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の60.8%を占めている。
- ※ なお、在所者924人のほかに、同伴家族457人(うち同伴児童454人)が入所している。

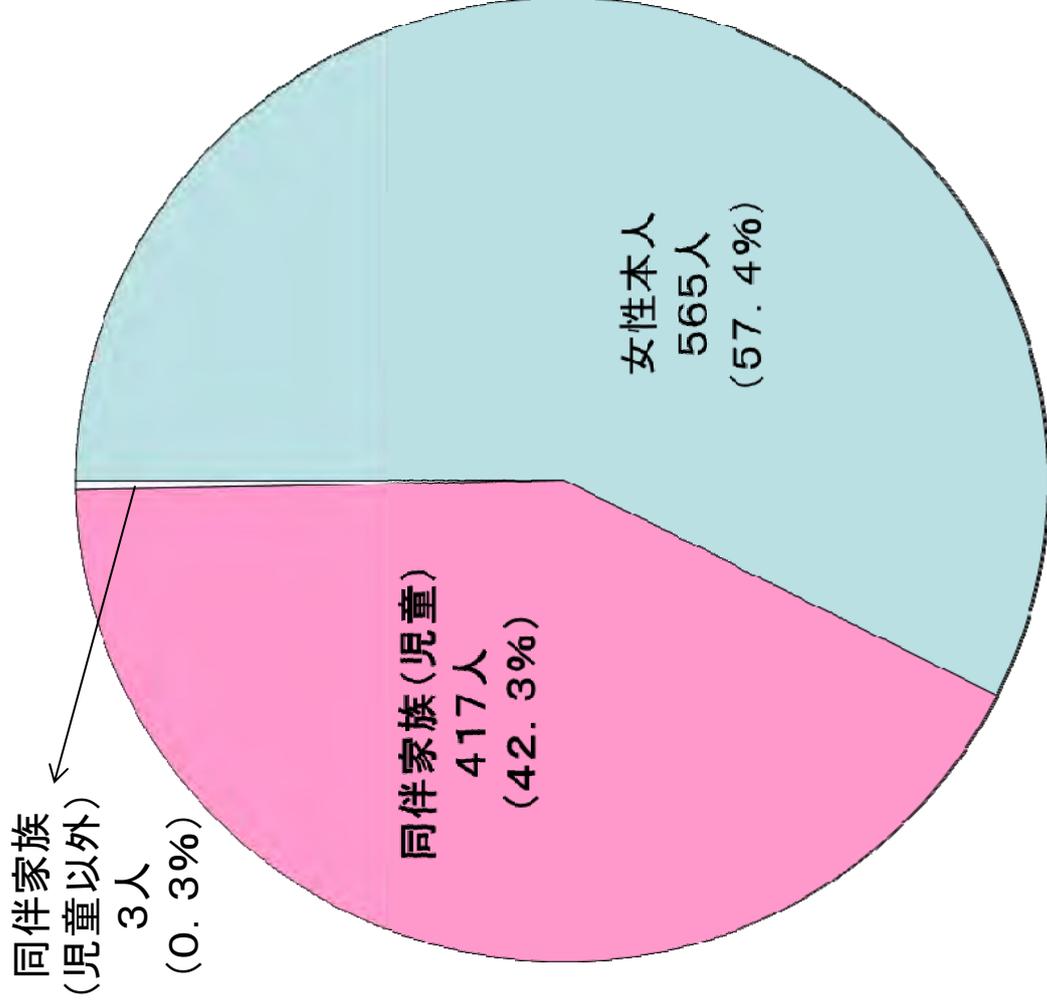
平成27年度 合計 924人



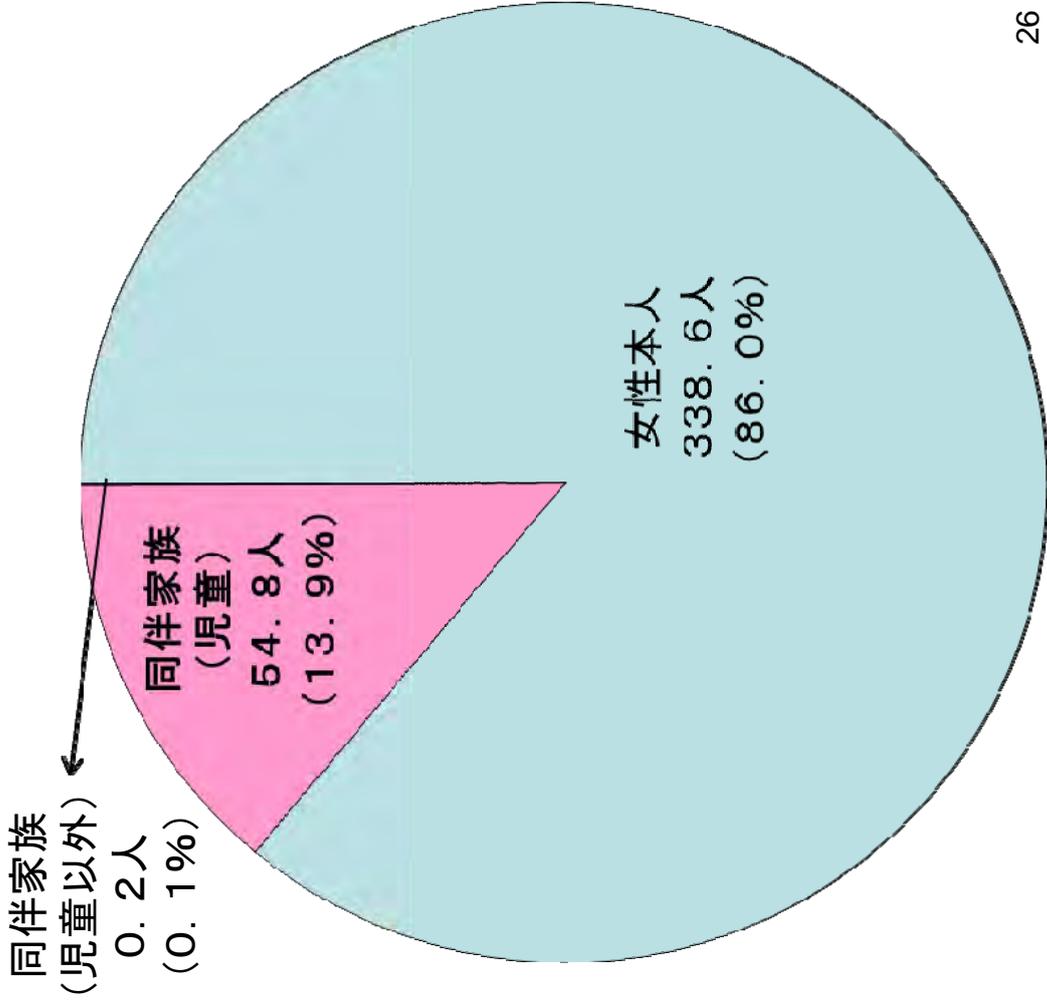
婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が約4割を占めるが、平均在所人数でみると同伴児童は約1割となっている。

平成27年度婦人保護施設新規入所者 985人

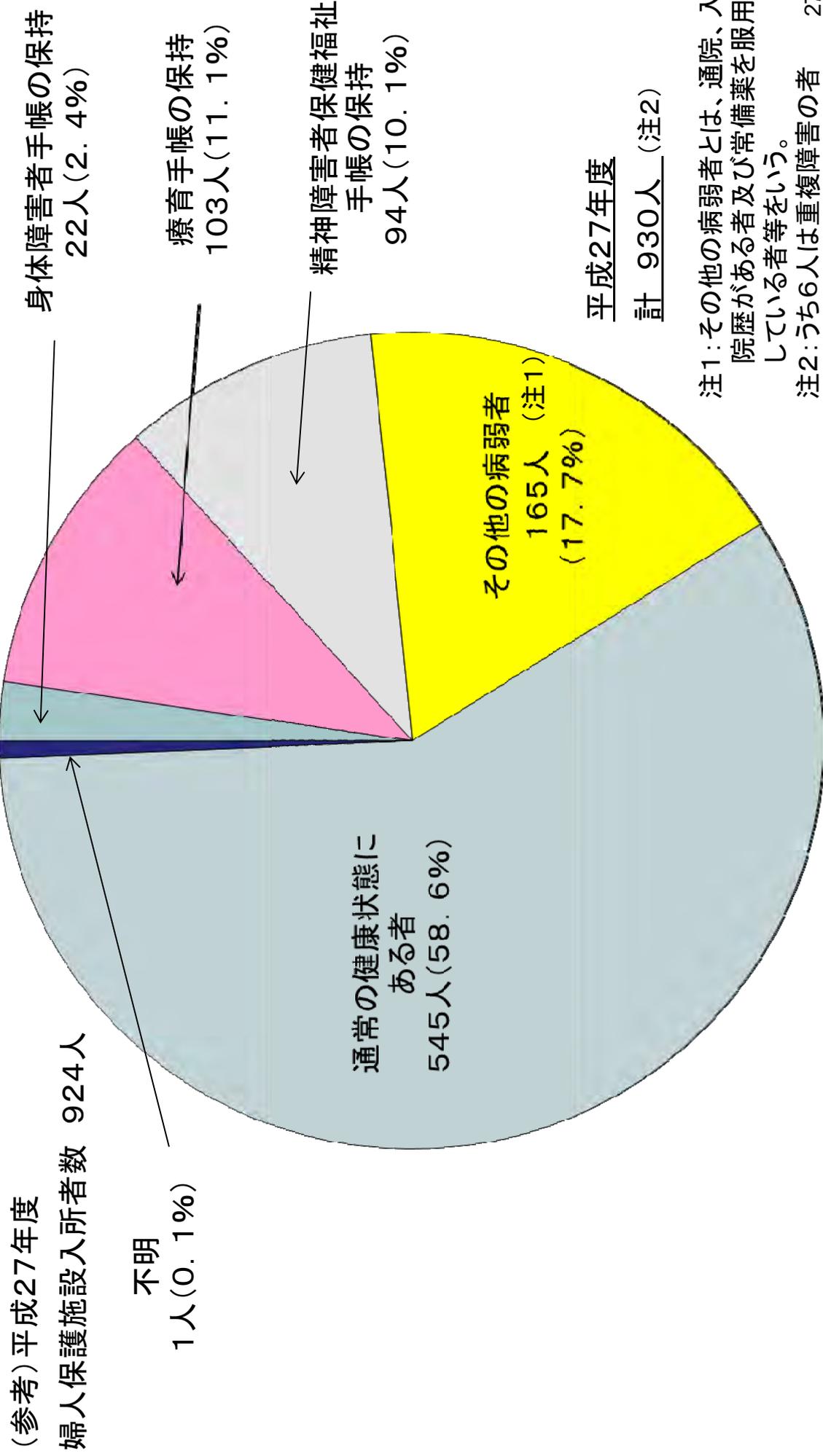


平成27年度婦人保護施設平均在所人数 393.6人



婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、約4割の女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。



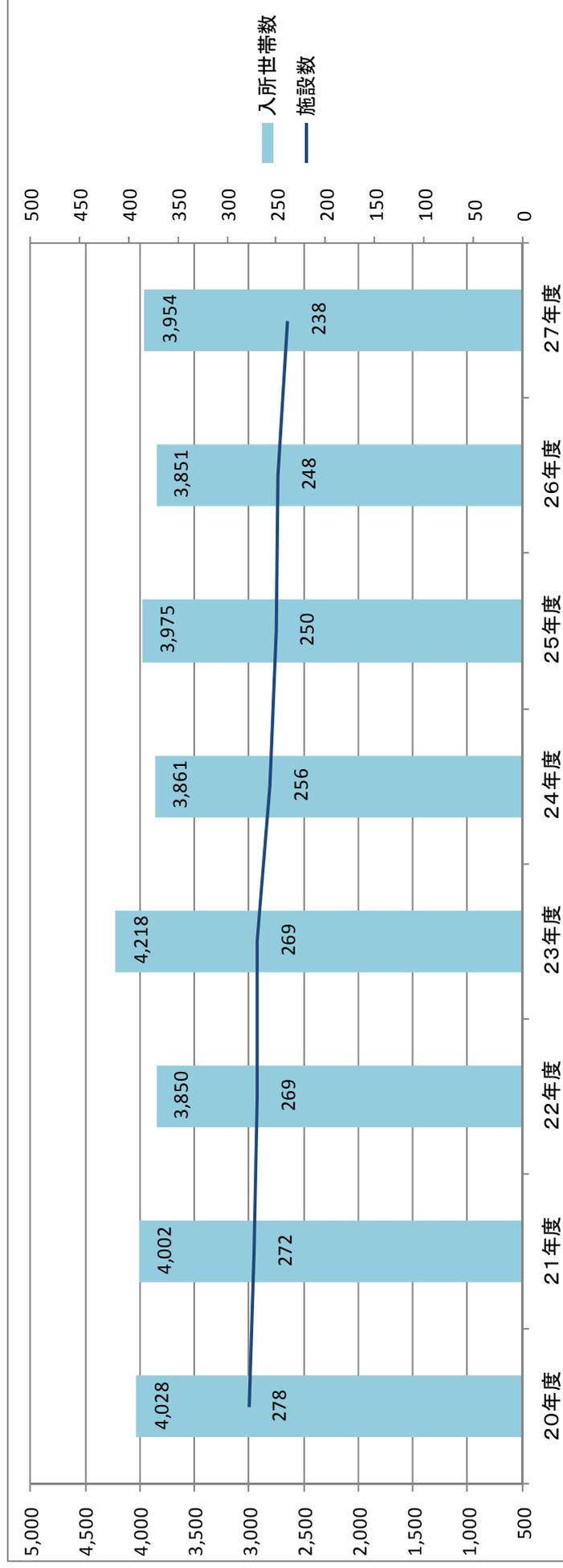
4. 母子生活支援施設について

母子生活支援施設の現状について

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）

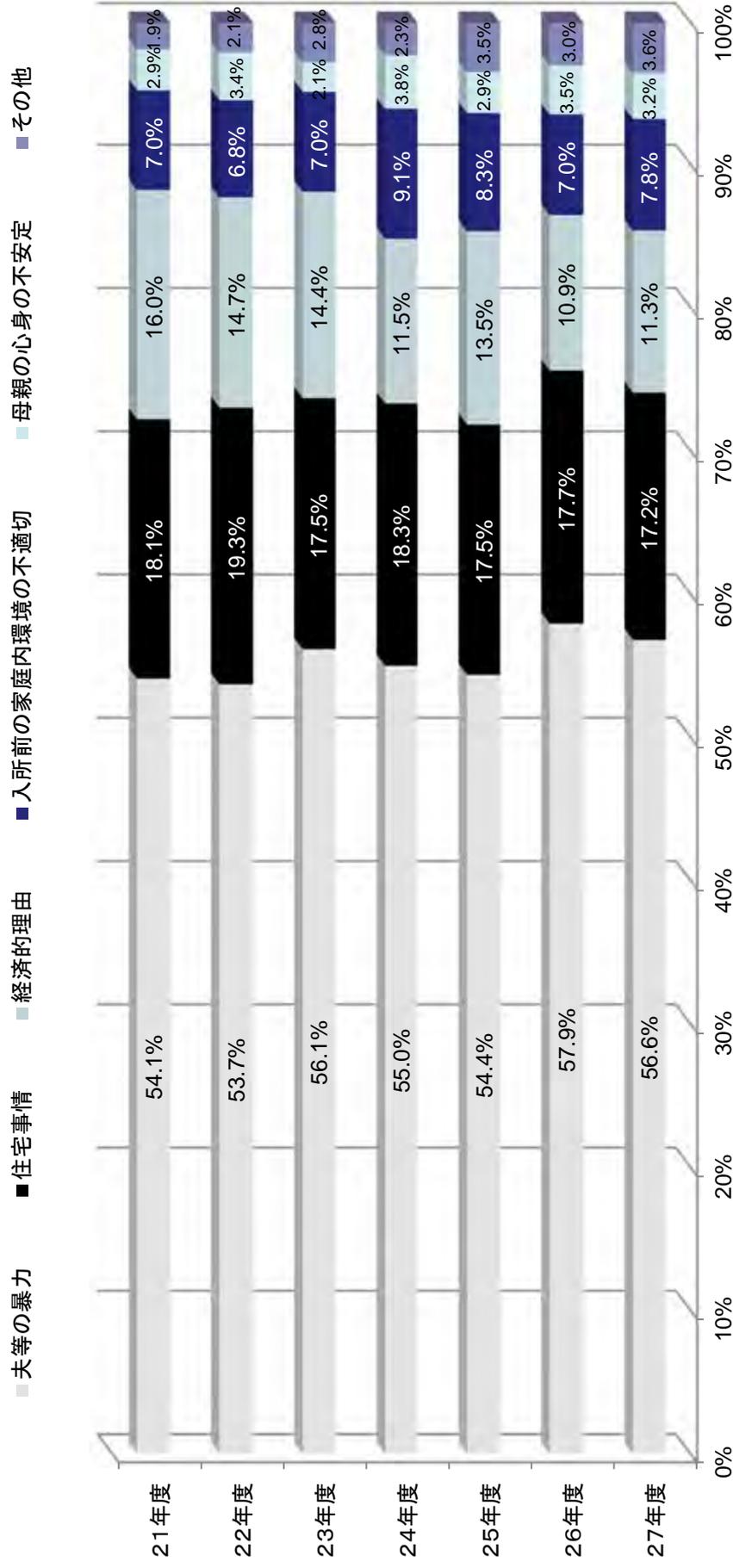
当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。

近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。



入所者に占めるDV被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えている。



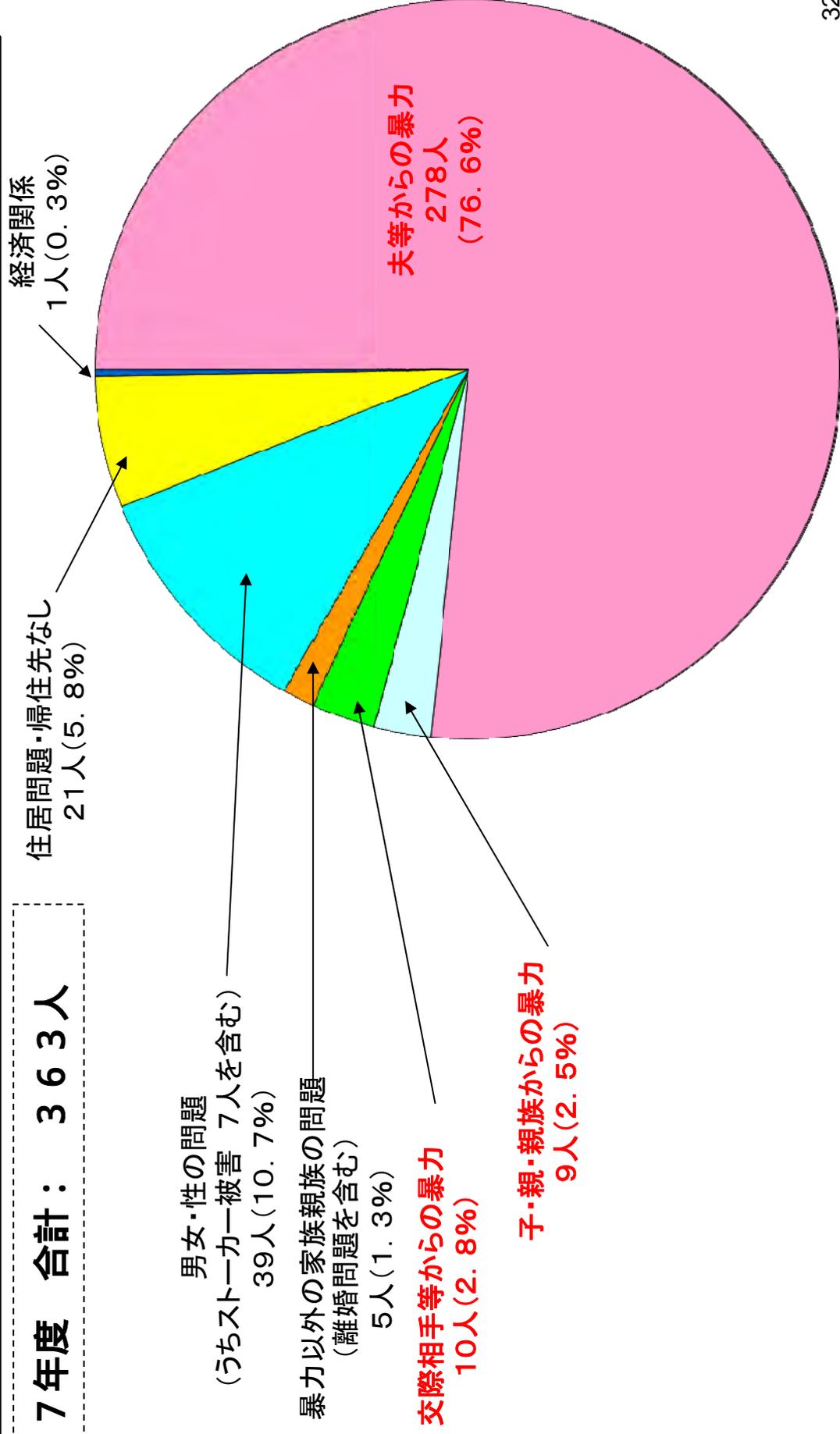
平成21年度～23年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入所状況調査」
 平成24年度～27年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」

5. 外国人被害者の保護状況

婦人相談所における外国人の一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の76.6%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の81.9%を暴力被害が占めている。

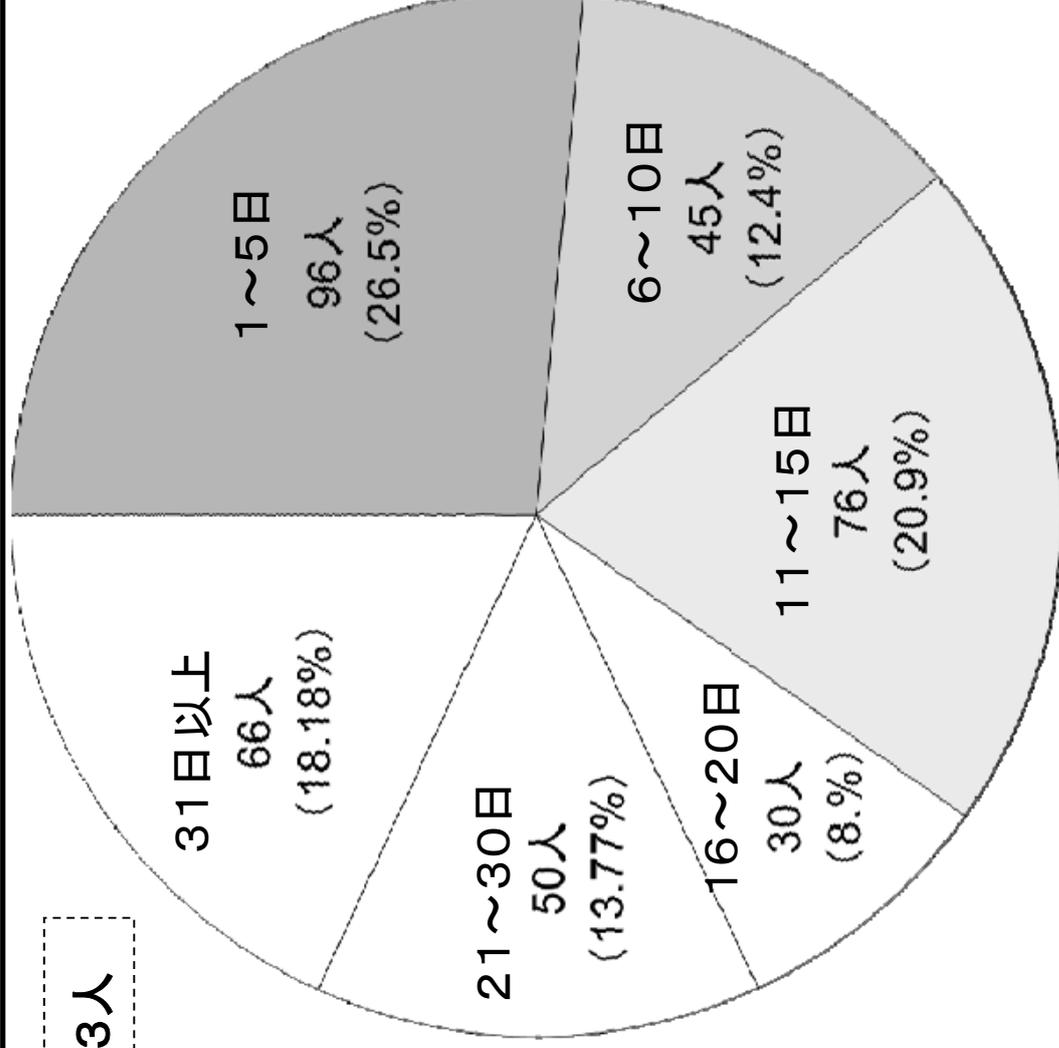
平成27年度 合計： 363人



婦人相談所による外国人の一時保護（在所期間）

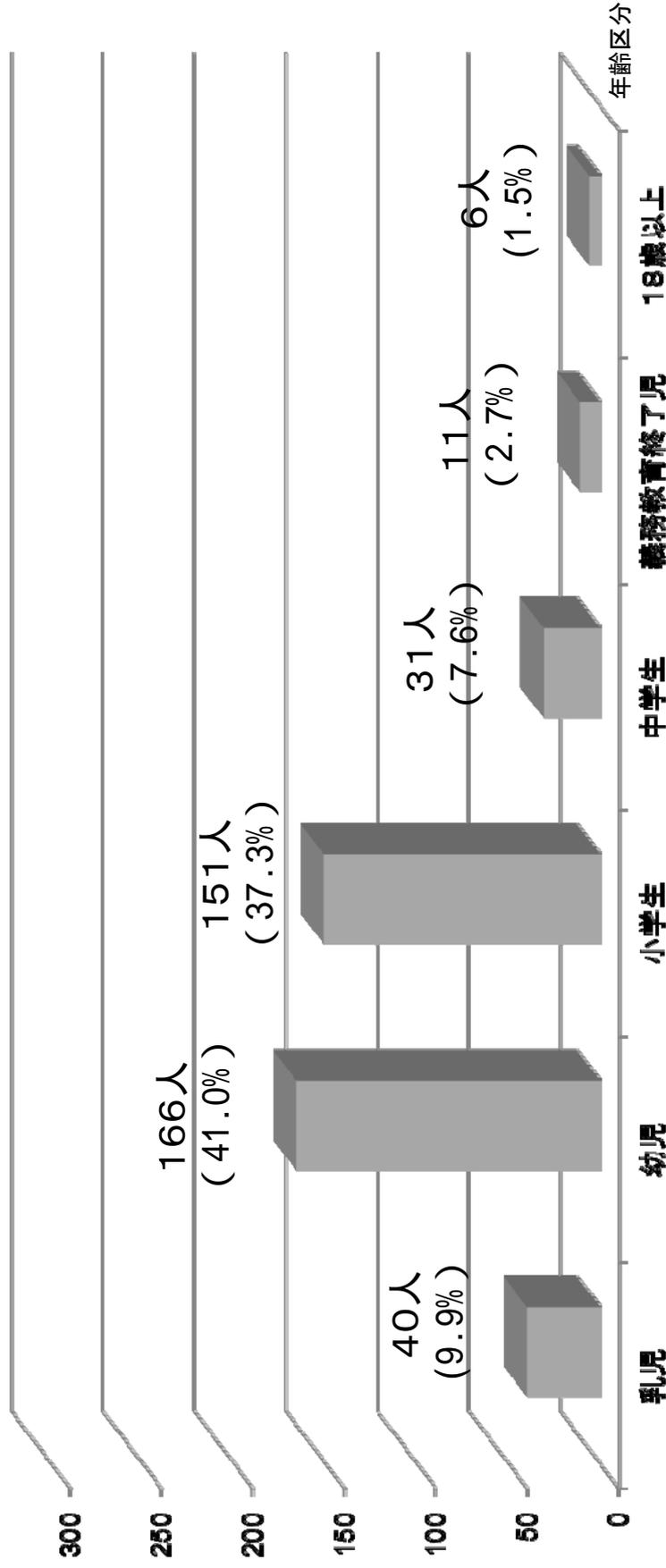
○外国人の一時保護の平均在所日数は18.8日となっている。
（一時保護全体の平均は15.3日）

平成27年度 合計：363人



外国人の一時保護同伴家族の状況(平成27年度)

- 半数が乳児・幼児。37.1%が小学生。同伴家族の98.5%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:405人
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

外国人の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成27年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、319人。
(女性本人127人、同伴家族192人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数23.2日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託状況(平成27年度)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設()	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
措置数(人)	35	35	2	50	1	0	0	0	4	127 (人)

() 母子生活支援施設を除く。

一時保護された外国人女性の一時保護後の主な状況

(平成27年度中の退所者：346人の内訳)

施設	退所先	(27年度)		(参考：26年度)	
		人	%	人	%
施設	母子生活支援施設	61	17.6	68	21.3
	婦人保護施設	30	8.7	23	7.2
	その他の社会福祉施設	23	6.6	14	4.4
	帰宅	49	14.2	45	14.1
	自立	43	12.4	43	13.4
	民間団体	42	12.1	54	16.9
	知人・友人宅	35	10.1	26	8.1
	帰郷(実家・親族宅等)	20	5.8	15	4.7
	帰国	19	5.5	10	3.1
	病院	4	1.2	2	0.6
	その他	20	5.8	20	6.2
	計	346	100.0	320	100.0

※このほかに同伴家族が405人いる。うち394人(97.3%)は女性と同じ移行先へ。母子分離して児童相談所に保護された児童は8人(2.0%)。その他が3人(0.7%)。

6. 研修・調査研究の実施状況

平成29年度婦人保護事業等関係者に対する研修実施状況

研修名	対象者	内容	日程
全国婦人保護施設等研究協議会	婦人保護施設長、 婦人相談所長	講義(「行政説明」「女性自立支援法(仮称)の制定に向けて」「居場所を失った若年女性」、全体協議(「新法の必要性・重要性を考える」)、他	H29.6.22 ～6.23
全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長 研究協議会(厚労省主催)	婦人相談所長、都 道府県主管課職員	講義(「関係省庁行政説明」「人身取引被害者の保護」、 分科会(「性暴力被害者支援」「婦人相談所における婦人 保護事業の研修について」)、他	H29.7.27 ～7.28
全国婦人相談員・心理判定員研究協議会 (厚労省主催)	婦人相談員、心理 判定員	講義(「行政説明」「女性の人権・セーフティネットとなる婦人 保護事業」「災害と婦人相談員」、分科会(「面会交流」「売 春防止法の歴史と背景」「ハンデのある女性への支援」「性 暴力被害者支援」「暴力被害母子への心理的支援-事例検 討-」)、他	H29.10.26 ～10.27
全国婦人保護施設等指導員研修	婦人保護施設指導 員、婦人相談所指 導員	講義(「行政説明」「女性自立支援法(仮称)の制定に向け て」「子ども・若年女子の支援について～児童養護施設の 視点から」)、全体会(「支援の現場から現行法の問題点を 考える」)、他	H29.11.9 ～11.10
婦人相談所等指導者職員研修 (国立保健医療科学院主催)	婦人相談所の指導 的職員	講義(「行政説明」「性暴力被害者支援」「関係機関との連 携協働」「DV被害母子への心理的支援」「婦人保護(母子 支援)に関する関係機関(児童相談所)との連携」)、グルー プワーク(「一時保護及びその後の母子の支援に向けた取 組等」)、他	H29.12.6 ～12.8

- 1 都道府県において、都道府県・市町村の婦人保護事業担当者、婦人相談所・婦人保護施設職員、婦人相談員、教職員、警察職員等を対象として、DV被害者等に対する支援方法や事例検討等を実施。
- 2 平成29年度予算において、都道府県が実施する「婦人相談所等職員への専門研修事業」(児童虐待・DV対策等総合支援事業)の研修実施回数について、婦人相談所職員や婦人相談員等の経験年数に応じた研修が実施できるよう、年1回から年3回に拡充
- 3 都道府県等において、児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に対して実施する「児童福祉司任用前講習会」、「要保護児童対策調整機関専門研修」において、DVに関する講義を実施。

婦人保護事業に関する調査研究実施状況

年度	調査研究
平成24年度	婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理
平成25年度	婦人相談所ガイドラインの策定
	婦人相談員活動実態調査
平成26年度	婦人相談員相談・支援指針の策定
平成27年度	婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査研究
	婦人保護施設の役割と機能に関する調査研究
平成28年度	婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する調査研究
平成29年度	婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究
	婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究

7. 児童相談所との連携及び 広域的な連携の状況

児童相談所との連携の状況（平成27年度）

- 婦人相談所において児童相談所と何らかの連携をとったのは988人。
- 相談のうち69.7%が父親等からの虐待によるもの。被害女性本人からの虐待は5.6%。
- このうちその後、児童相談所による一時保護は160人、児童福祉施設入所は144人。

件数	婦人相談所と児童相談所が連携をとった件数(人)				合計	
	児童虐待に関する相談			その他の相談		988 (100%)
	夫等からの虐待	母からの虐待	両親からの虐待	その他	164 (16.6%)	
689 (69.7%)	55 (5.6%)	31 (3.1%)	49 (5.0%)	988 (100%)		

婦人相談所との連携を受けて児童相談所がとった対応(人)															
一時保護	160 (16.2%)	児童福祉施設入所	144 (14.6%)	児童福祉司指導	15 (1.5%)	継続指導	233 (23.6%)	市町村へ引継ぎ	65 (6.6%)	終結	196 (19.8%)	その他	175 (17.7%)	合計	988 (100%)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

広域連携の状況(平成27年度)

- 婦人相談所において広域措置した件数は20件。
- このうち、DV被害者女性性は13件。

配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ 平成19年7月12日 全国知事会

(婦人相談所の連携)

DV被害者が都道府県域を超え、他の都道府県の一時的保護所等を利用する際、生活再建を開始するまでの間は、被害者の安全・安心を確保しつつ、被害者の秘密を守りながら情報提供を行うなど、円滑な被害者支援を目的に、婦人相談所を都道府県間の連絡・調整窓口とする。
婦人相談所は、警察、福祉事務所、教育委員会などのDV被害者を救済する関係機関と連携しながら円滑な支援を図る。

(情報の共有)

送り出し側の婦人相談所は、DV被害者の状況について、受け入れ側の婦人相談所に情報提供する。
受け入れ側の婦人相談所は、可能な限りDV被害者の動向の把握に努めるとともに、必要に応じて、送り出し側の婦人相談所にその旨連絡し、情報を共有することとする。

(一時保護に係る費用負担)

婦人保護事業のうちDV被害者の一時保護委託に係る費用は、受け入れ側の都道府県が負担する。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除く。

(他の都道府県の一時的保護所等への移送)

他の都道府県の一時的保護所等へのDV被害者の移送に当たっては、双方の婦人相談所が確認し、送り出し側の職員が同行支援する。なお、事前に双方の婦人相談所の協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りではない。

他の都道府県の一時的保護所等への移送に係る費用については、送り出し側が負担することとし、当該都道府県が調整するものとする。

(支援)

広域連携による一時保護中の面接や精神的ケア等の支援は、原則として受け入れ側の婦人相談所が行うこととする。受け入れ側の婦人相談所は、必要に応じて送り出し側の婦人相談所に対し、被害者の支援に必要な情報の収集等を要請することができるものとする。

(その他)

各都道府県においては、管内区市町村等に対し、本望幸せに係る事項の周知を図り、DV被害者支援のための協力を求めることとする。

(参 考)

平成30年度婦人保護事業関係予算案の概要

平成29年度予算額

平成30年度予算案

177億円の内数

→ 182億円の内数

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

177百万円

婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

23億円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに個別に対応できる職員配置にかかる加算の創設[新規]

心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。（現行）最大3名まで配置可能 最大5名まで配置可能[拡充]

夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について月額最大191,800円(現行149,300円)に婦人相談員手当を引き上げる。[拡充]

4 DV対策等の機能強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)

法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業【創設】

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

5 若年被害女性等支援モデル事業の創設 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を新たに実施する。

6 DV被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

若年被害女性等支援モデル事業（仮称） <新規>

（児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>



①アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③居場所の確保

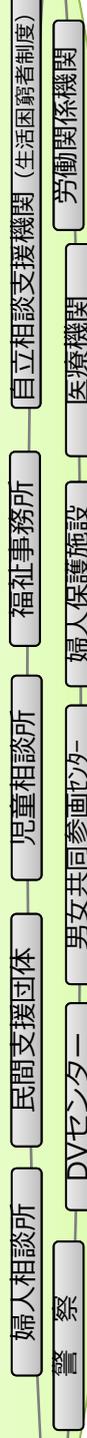
- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）



若年被害女性等

（JKビジネス被害者等
 家出少女・AV出演強要）

